



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理について

現在、保管しているPCB廃棄物の処理についてお知らせします。
PCB廃棄物は、「1. 処分方法」に記載の方法により、「2. 処分期限」に記載の期限までに「処分の委託」等を経るよう手続きや処分の依頼を行ってください。特に高濃度PCB廃棄物は、処分期限が迫っていますので、計画的に進めてください。

1. PCB廃棄物の処分方法

保管しているPCB廃棄物の処分は、含まれるPCBの濃度と廃棄物の種類により、以下の方法で処分します。処分に必要となる機器登録の手続きや処分の依頼を行ってください。

【高濃度 PCB】

1. 廃 PCB (PCB を含む油) : PCB 濃度が 0.5 重量% を超えるもの
2. PCB 汚染物 : 汚染された PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの
(金属くず、ガラスくず等)
又は 100,000mg/kg を超えるもの
(廃プラスチック類、紙くず、木くず等)

① 【高濃度 PCB】油・3kg 以上の変圧器類・コンデンサー類

- ・高濃度のPCBで汚染されたこれらの廃棄物は、北海道室蘭市にある「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(通称:JESCO)北海道PCB処理事業所」で処分されます。
- ・処分にあたり、事前にJESCOへの機器登録が必要となります。
- 【機器登録方法】JESCOホームページ(登録方法の説明と、登録様式のダウンロード)
http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html
問い合わせ電話番号:03-5765-1935(JESCO PCB処理営業部)
- ・機器登録後のJESCOからの連絡を受け、搬入・処分の手続きを進めてください。
- ・中小企業者や個人等の方には、処理料金が70又は95%割引される制度があります。

② 【高濃度PCB】安定器・3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、汚泥、ウエス、その他の汚染物

- ・①と同様に、「JESCO北海道PCB処理事業所」で処分されます。
- ・処分にあたり、事前にJESCOへの「搬入荷姿登録」又は「予備登録(搬入できる荷姿ではないが、PCB廃棄物の情報を登録するもの。搬入できる荷姿にした後に搬入荷姿登録を行う)」が必要となります。
- 【登録方法】※JESCOホームページ・問い合わせ先は、①に同じです。
- ・登録後のJESCOからの連絡を受け、搬入・処分の手続きを進めてください。
- ・中小企業者や個人等の方には、処理料金が70又は95%割引される制度があります。

③ 【低濃度PCB廃棄物】

- ・「環境大臣が認定した無害化処理施設(無害化処理認定施設)」または「都道府県知事が設置を許可した施設」で処分します。
- ＜山形県内には処分できる施設がありませんので、県外の処理施設で処分します＞
- ・近隣の無害化処理施設の認定状況は裏面に記載のとおりです。このほかに環境大臣が認定した無害化処理施設等の一覧は、環境省のホームページで公開されています。
- 【環境省の無害化処理認定状況等一覧】<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
- ・全国の無害化処理認定施設等の中から、取り扱える種類、設置場所、料金等を考慮のうえ、保管事業者の方が処分先を選んで、個別に処分を依頼してください。

<近隣（東北・北関東地域）の無害化処理認定施設> ※令和3年5月25日現在

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理可能な廃棄の種類			
			廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
赤城鉱油(株)	群馬県みどり市	0277-73-0194	○	○	○	○
(株)イオン	福島県須賀川市	0248-73-2454		○		
エコシステム秋田(株)	秋田県大館市	0186-46-1436	○	○	○	○
エコシステム小坂(株)	秋田県鹿角郡	03-6847-7011			○	○
(株)クレハ環境	福島県いわき市	0246-63-1231	○	○	○	○
群桐工コ口(株)	群馬県太田市	0276-55-0500	○	○	○	○
東京鐵鋼(株)	青森県八戸市	0178-28-9191	○	○	○	○
ユナイテッド計画(株)	秋田県秋田市	018-877-3027	○	○	○	○

※低濃度PCB 廃棄物の処分に限られます。収集運搬は各事業者にお問い合わせするか、「3. 県内のPCB 廃棄物の収集運搬許可業者」をご覧ください。

※掲載地域以外の他の地域にある無害化処理施設でも、処分することができます。

※最新の認定状況や、全国の無害化処理認定施設等の状況は、環境省のホームページをご覧ください。

【環境省無害化処理認定状況等一覧】<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

2. PCB廃棄物の処分期限

- ・関係法令により、現在も使用中の機器も含めて、次の処分期限までに処分（①と②については処分の委託）を完了することが義務付けられています。
なお、①②については、計画的に処分する等により処分期限の1年後（＝特例処分期限日）までに処分の委託が確実である旨の届出を行った場合は、この特例処分期限日が期限となります。
- ・①と②は、期限までに「処分の委託」を終えていないと、法律による改善命令の対象となります。
- ・処分期限までに処分委託の手続きを終えるように、計画的に進める必要があります。

PCB 廃棄物の処分期限

- ①高濃度の PCB を含む変圧器・コンデンサー・油類 :2021 年度末
- ②安定器等・汚染物（高濃度の PCB で汚染されたもの） :2022 年度末
- ③低濃度PCB廃棄物 :2026 年度末

3. 県内の PCB 廃棄物の収集運搬許可業者

- ・処理施設までの収集運搬を他者に委託する場合は、山形県と処理施設の所在地を所管する都道府県知事又は政令市の許可を受けた者に委託する必要があります。
※山形県内の許可業者は、県ホームページ（下記参照）に掲載しております。ホームページをご覧になるか、下記にお問い合わせ下さい。
- ・なお、JESCOに運搬する場合は、JESCOの入門許可を受けた者でなければなりません。
【JESCOの入門許可業者（JESCOホームページに一覧表が掲載されています）】
JESCO掲載先：<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/transportation.html>

◎【お問い合わせ先（山形県）】

窓口・問合先機関	所在地	電話番号
村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8422
最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1287
置賜総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6034
庄内総合支庁環境課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4914
県庁循環型社会推進課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2323

◎【山形県ホームページ（PCB廃棄物の適正処理について）】

「<https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/pcbhaikibutsu/pcbtekiseishori.html>」